平成３０年（フ）第１９９号
福岡市南区西長住３丁目20番21―201号
債務者　福森　聖鷹
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２９５号
福岡県糸島市曽根527番地６
債務者　矢野　英利
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０６８号
大阪府八尾市本町１丁目５番10―801号
債務者　惠濃　英徳
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　祥光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４号
福岡市中央区大手門２丁目10番13―501号
債務者　瓜生　英明
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山西　信裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０５号
福岡市中央区長浜１丁目４番４―501号
債務者　入江　浩一
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３５２号
福岡県筑紫野市二日市南３丁目11番18号、前住所北九州市小倉北区朝日ケ丘１番６号ムーン朝日ヶ丘Ａ棟207号
債務者　井上　幸治
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢口耕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３５９号
福岡県大野城市平野台２丁目２番８号
債務者　吉川建設こと　吉川　勝也
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１５８号
北九州市小倉北区馬借３丁目４番７―403号
債務者　渡邉みよ子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４７号
鹿児島県鹿児島市和田３丁目15番８号　堂園アパート201号
債務者　駒倉　智美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　昭広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１８２８号
福岡県糟屋郡新宮町上府北２丁目４番６号
債務者　森　　学
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板井　京介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２８２号
福岡市中央区大手門３丁目８番５号
債務者　有働　孝一
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　宏治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３５５号
福岡市西区豊浜２丁目６番11号
債務者　伊藤　志郎
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３５７号
福岡市南区寺塚１丁目７番41―302号
債務者　ミュージックステージスターこと　池田由美子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　直己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３９号
函館市港町２丁目６番５号　コスモレジデンスＡ―105
債務者　勝碕　康夫
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第６６号
函館市港町３丁目18番８―119号
債務者　山本　幸雄
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第６８号
北海道茅部郡鹿部町字鹿部259番地６　湯ノ沢団地Ｎｏ．３　１号
債務者　吉田　孝秀
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第６９号
函館市高丘町21番７号
債務者　三沢　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第７１号
北海道北斗市追分２丁目４番23号　フィールドハウス２　102
債務者　吉田　綾子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
函館地方裁判所